

障精発0331第2号

平成26年3月31日

各地方厚生局健康福祉部長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課長

( 公 印 省 略 )

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第83条第2項の規定による診療方針及び医療による療養に要する費用の額の算定方法の施行に伴う実施上の留意事項について

標記については、本日、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第83条第2項の規定による診療方針及び医療による療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件」(平成26年厚生労働省告示第158号)が告示され、平成26年4月1日より適用されることとなったところであるが、この実施に伴い、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第83条第2項の規定による診療方針及び医療による療養に要する費用の額の算定方法の施行に伴う実施上の留意事項について」(平成17年8月2日障精発第0802002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知)の一部を別添のとおり改正することとしたので、貴管内指定医療機関に周知するとともに、関係制度の円滑な実施について遺漏なきを期されたい。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第 83 条第 2 項の規定による診療方針及び医療による療養に要する費用の額の算定方法の施行に伴う実施上の留意事項について(平成 17 年 8 月 2 日障精発第 0802002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知)新旧対照表

(改 正 案)	(現 行)
<p>第 1 部 基本診療料</p> <p>第 1 節 入院料</p> <p>1 入院対象者入院医学管理料</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p> <p><u>(8) 「注 7」の「退院後の帰住先が遠隔地にある者」とは、入院対象者であって当該入院対象者が入院している指定入院医療機関と、当該入院対象者の帰住先（当該帰住先の所在する都道府県に指定入院医療機関が整備されている場合を除く。）を管轄する地方裁判所所在地との旅程が、最も合理的な通常の経路及び方法で、300 km 以上の旅程となる者とする。</u></p> <p><u>(9) 「注 7」の遠隔地加算は、指定入院医療機関が、退院に向けた計画的な治療を進めることができると判断した入院対象者につき、別紙様式 1 の退院促進治療計画書を毎月末に作成した場合に算定できるものとする。なお、退院促進治療計画書は診療報酬明細請求書に添付するものとし、実際の治療状況が当初の計画と比べ、著しく遅延していると認められる場合には、算定できないものとする。</u></p> <p><u>(10) 遠隔地加算の算定期間中に、入院対象者の病状が急性増悪し、又は社会復帰調整官による生活環境の調整を引き続き行う必要がある等の事情により、退院促進治療計画書に基づいた医療の提供を中止した場合にあっては、「注 7」後段の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(11) 遠隔地加算の算定の開始及び退院促進治療計画書に基づいた医療の提供の中止については、新病棟治療評価会議（社会復帰調整</u></p>	<p>第 1 部 基本診療料</p> <p>第 1 節 入院料</p> <p>1 入院対象者入院医学管理料</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

官の出席した場合又は社会復帰調整官が出席することができない場合であって、あらかじめ当該社会復帰調整官の意見を聴いたときに限る。）において決定すること。

## 第2節 (略)

### 第2部 医療観察精神科専門療法

#### 1・2 (略)

#### 3 医療観察通院精神療法

(1) 医療観察通院精神療法(簡便型精神分析療法を含む。以下同じ。)とは、統合失調症、躁うつ病、神経症、中毒性精神障害(アルコール依存症等をいう。)、心因反応、児童・思春期精神疾患、パーソナリティ障害、精神症状を伴う脳器質性障害等(以下「対象精神疾患」という。)又は対象精神疾患に伴い、知的障害、認知症、心身症及びてんかんのため通院対象者(通院対象者の著しい病状改善に資すると考えられる場合にあっては、当該通院対象者の家族)に対して、医師が一定の治療計画のもとに危機介入、対人関係の改善、社会適応能力の向上を図るための指示、助言等の働きかけを継続的に行う治療方法をいう。

(2)・(3) (略)

(4) 医療観察通院精神療法は、診療に要した時間が5分を超えたときに限り、算定する。ただし、医療観察通院精神療法の「イ」及び「ロ」は、通院決定を受けた後に初めて指定通院医療機関において診療を行った時(以下「初診時」という。)には、診療に要した時間が30分以上の場合に限り算定する。この場合において

## 第2節 (略)

### 第2部 医療観察精神科専門療法

#### 1・2 (略)

#### 3 医療観察通院精神療法

(1) 医療観察通院精神療法(簡便型精神分析療法を含む。以下同じ。)とは、統合失調症、躁うつ病、神経症、中毒性精神障害(アルコール依存症等をいう。)、心因反応、児童・思春期精神疾患、パーソナリティ障害、精神症状を伴う脳器質性障害、認知症、てんかん、知的障害又は心身症等(以下「対象精神疾患」という。)のため通院対象者(通院対象者の著しい病状改善に資すると考えられる場合にあっては、当該通院対象者の家族)に対して、医師が一定の治療計画のもとに危機介入、対人関係の改善、社会適応能力の向上を図るための指示、助言等の働きかけを継続的に行う治療方法をいう。

(2)・(3) (略)

(4) 医療観察通院精神療法の「イ」及び「ロ」は、通院決定を受けた後に初めて指定通院医療機関において診療を行った時(以下「初診時」という。)には、診療に要した時間が30分を超えた場合に限り算定することとし、医療観察通院精神療法の「ロ」は、「イ」以外の場合において診療に要した時間が5分を超え場合に限り算

診療に要した時間とは、医師自らが通院対象者に対して行う問診、身体診察（視診、聴診、打診及び触診）及び当該通院精神療法に要する時間をいい、これら以外の診療に要する時間は含まない。

(5)～(7) (略)

(8) (略)

イ・ロ (略)

ハ (略)

(イ)基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(平成26年3月5日保医発0305第1号)の時間外対応加算1の届出を行っている。

(ロ) (略)

(9)「注4」の医療観察特定薬剤副作用評価加算は、抗精神病薬を服用中の通院対象者について、指定通院医療機関の精神保健指定医又はこれに準ずる者が、通常行うべき薬剤の副作用の有無等の確認に加え、更に薬原性錐体外路症状評価尺度(DIEPSS)を用いて定量的かつ客観的に薬原性錐体外路症状の評価を行った上で、薬物療法の治療方針を決定した場合に、月1回に限り算定する。この際、別紙様式2に準じて評価を行い、その結果と決定した治療方針について、診療録に記載する。

#### 4 医療観察認知療法・認知行動療法

(1) (略)

(2)医療観察認知療法・認知行動療法は、一連の治療計画を策定し、通院対象者に対して詳細な説明を行った上で、当該療法に関する研修を受講するなど当該療法に習熟した指定通院医療機関の医師によって30分を超えて治療が行われた場合に算定する。

(3)～(7) (略)

出する。この場合において診療に要した時間とは、医師自らが通院対象者に対して行う問診、身体診察（視診、聴診、打診及び触診）及び当該通院精神療法に要する時間をいい、これら以外の診療に要する時間は含まない。

(5)～(7) (略)

(8) (略)

イ・ロ (略)

ハ (略)

(イ)基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(平成24年3月5日保医発0305第2号)の時間外対応加算1の届出を行っている。

(ロ) (略)

(9)「注4」の医療観察特定薬剤副作用評価加算は、抗精神病薬を服用中の通院対象者について、指定通院医療機関の精神保健指定医又はこれに準ずる者が、通常行うべき薬剤の副作用の有無等の確認に加え、更に薬原性錐体外路症状評価尺度(DIEPSS)を用いて定量的かつ客観的に薬原性錐体外路症状の評価を行った上で、薬物療法の治療方針を決定した場合に、月1回に限り算定する。この際、別紙様式1に準じて評価を行い、その結果と決定した治療方針について、診療録に記載する。

#### 4 医療観察認知療法・認知行動療法

(1) (略)

(2)医療観察認知療法・認知行動療法は、一連の治療計画を策定し、通院対象者に対して詳細な説明を行った上で、当該療法に関する研修を受講するなど当該療法に習熟した指定通院医療機関の医師によって30分以上の治療が行われた場合に算定する。

(3)～(7) (略)

5～10 (略)

11 医療観察精神科訪問看護・指導料

(1)～(4) (略)

(5) 医療観察精神科訪問看護・指導料(Ⅱ)は、指定通院医療機関の医師の指示を受けた保健師等が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に規定する障害福祉サービスを行う施設若しくは福祉ホームの了解のもとにこれらの施設を訪問して、当該施設に入所し、かつ、当該指定通院医療機関で診療を行っている複数の者又はその介護を担当する者等に対して、同時に看護又は社会復帰指導を行った場合に算定する。

(6) (略)

(7) 医療観察精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)は、医療観察精神科訪問看護・指導を受けようとする同一建物居住者に対して、当該通院対象者を診察した指定通院医療機関の保健師等を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行った場合(「注7」ただし書及び「注8」に規定する場合を除く。)に、次のイ又はロにより、一人の通院対象者につき前期通院医学管理料を算定している場合は週5日、それ以外は週3日を限度として算定する。

イ 同一日に訪問した同一建物居住者が2人の場合は、当該通院対象者全員に対して、(1)により算定

ロ 同一日に訪問した同一建物居住者が3人以上の場合は、当該通院対象者全員に対して、(2)により算定

(8) (略)

イ (略)

ロ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第9項に規定する短期入所生活介護、同条第18項に規定する小規模多機能型居宅

5～10 (略)

11 医療観察精神科訪問看護・指導料

(1)～(4) (略)

(5) 医療観察精神科訪問看護・指導料(Ⅱ)は、指定通院医療機関の医師の指示を受けた保健師等が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害福祉サービスを行う施設若しくは福祉ホームの了解のもとにこれらの施設を訪問して、当該施設に入所し、かつ、当該指定通院医療機関で診療を行っている複数の者又はその介護を担当する者等に対して、同時に看護又は社会復帰指導を行った場合に算定する。

(6) (略)

(7) 医療観察精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)は、医療観察精神科訪問看護・指導を受けようとする同一建物居住者に対して、当該通院対象者を診察した指定通院医療機関の保健師等を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行った場合(「注7」ただし書及び「注8」に規定する場合を除く。)において、一人の通院対象者につき前期通院医学管理料を算定している場合は週5日、それ以外は週3日を限度として算定する。

(8) (略)

イ (略)

ロ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第9項に規定する短期入所生活介護、介護保険法第8条第17項に規定する小規模

介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第63条第5項に規定する宿泊サービスに限る。）、同法第8条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護、同法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第44条第5項に規定する宿泊サービスに限る。）、同法第8条の2第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護などのサービスを受けている複数の通院対象者

(9) ~ (17) (略)

(18) 保健師等は、指定通院医療機関の医師の指示に基づき行った指導の内容の要点並びに医療観察精神科訪問看護・指導を実施した際の開始時刻及び終了時刻を記録する。また、指定通院医療機関における日々の医療観察精神科訪問看護・指導を実施した通院対象者氏名、訪問場所、訪問時間（開始時刻及び終了時刻）及び訪問人数等について記録し、保管しておく。

(19) ~ (20) (略)

## 12 医療観察精神科訪問看護指示料

(1) 医療観察精神科訪問看護指示料は、入院（精神保健福祉法に基づく入院も含む。）中以外の通院対象者であって、適切な在宅医療を確保するため、医療観察訪問看護に関する指示を行うことを評価するものであり、通院対象者の通院医学管理を行っている指定通院医療機関の医師（以下「主治医」という。）が診療に基づき医療観察訪問看護の必要性を認め、当該通院対象者又はその家族等の同意を得て、別紙様式3を参考に作成した医療観察精神科訪問看護指示書に有効期間（6月以内に限る。）を記載して、令

多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第63条第5項に規定する宿泊サービスに限る。）、介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型共同生活介護、介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護、介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第44条第5項に規定する宿泊サービスに限る。）、介護保険法第8条の2第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護などのサービスを受けている複数の通院対象者

(9) ~ (17) (略)

(18) 保健師等は、指定通院医療機関の医師の指示に基づき行った指導の内容の要点並びに医療観察精神科訪問看護・指導を実施した際の開始時刻及び終了時刻を記録にとどめておく。

(19) ~ (20) (略)

## 12 医療観察精神科訪問看護指示料

(1) 医療観察精神科訪問看護指示料は、入院（精神保健福祉法に基づく入院も含む。）中以外の通院対象者であって、適切な在宅医療を確保するため、医療観察訪問看護に関する指示を行うことを評価するものであり、通院対象者の通院医学管理を行っている指定通院医療機関の医師（以下「主治医」という。）が診療に基づき医療観察訪問看護の必要性を認め、当該通院対象者又はその家族等の同意を得て、別紙様式2を参考に作成した医療観察精神科訪問看護指示書に有効期間（6月以内に限る。）を記載して、令

第1条各号に掲げる指定通院医療機関（以下「訪問看護事業型指定通院医療機関」という。）に対して交付した場合に算定する。  
なお、1か月の指示を行う場合には、医療観察精神科訪問看護指示書に有効期間を記載することを要しない。

(2) (略)

(3) 医療観察精神科特別訪問看護指示加算は、当該通院対象者が服薬中断等により急性増悪した場合であって、当該通院対象者の主治医が、一時的に頻回又は長時間の医療観察訪問看護を当該通院対象者に対して行う必要性を認め、当該通院対象者又はその家族等の同意を得て、別紙様式4を参考に作成した医療観察精神科特別訪問看護指示書を、訪問看護事業型指定通院医療機関に対して交付した場合に、1月に1回を限度として算定する。

ここでいう「一時的に頻回又は長時間の医療観察訪問看護を行う必要性」とは、恒常的な頻回又は長時間の医療観察訪問看護の必要性ではなく、状態の変化等で日常行っている医療観察訪問看護の回数又は時間では対応できない場合である。また、その理由等については、医療観察精神科特別訪問看護指示書に記載する。

なお、当該頻回又は長時間の医療観察訪問看護は、当該医療観察精神科特別訪問看護の指示に係る診療の日から14日以内に限り実施する。

(4) ~ (6)

13 (略)

### 第3部 医療観察訪問看護

#### 1 医療観察訪問看護基本料

(1) 医療観察訪問看護基本料を算定する場合には、次のいずれかに該当する精神疾患を有する者に対する看護について相当の経験を有する保健師、看護師又は作業療法士（以下「看護師等」という。）

第1条各号に掲げる指定通院医療機関（以下「訪問看護事業型指定通院医療機関」という。）に対して交付した場合に算定する。  
なお、1か月の指示を行う場合には、医療観察精神科訪問看護指示書に有効期間を記載することを要しない。

(2) (略)

(3) 医療観察精神科特別訪問看護指示加算は、当該通院対象者が服薬中断等により急性増悪した場合であって、当該通院対象者の主治医が、一時的に頻回又は長時間の医療観察訪問看護を当該通院対象者に対して行う必要性を認め、当該通院対象者又はその家族等の同意を得て、別紙様式3を参考に作成した医療観察精神科特別訪問看護指示書を、訪問看護事業型指定通院医療機関に対して交付した場合に、1月に1回を限度として算定する。

ここでいう「一時的に頻回又は長時間の医療観察訪問看護を行う必要性」とは、恒常的な頻回又は長時間の医療観察訪問看護の必要性ではなく、状態の変化等で日常行っている医療観察訪問看護の回数又は時間では対応できない場合である。また、その理由等については、医療観察精神科特別訪問看護指示書に記載する。

なお、当該頻回又は長時間の医療観察訪問看護は、当該医療観察精神科特別訪問看護の指示に係る診療の日から14日以内に限り実施する。

(4) ~ (6)

13 (略)

### 第3部 医療観察訪問看護

#### 1 医療観察訪問看護基本料

(1) 医療観察訪問看護基本料を算定する場合には、次のいずれかに該当する精神疾患を有する者に対する看護について相当の経験を有する保健師、看護師又は作業療法士（以下「看護師等」という。）

が医療観察訪問看護を行う。

イ 精神科を標榜する保険医療機関において、精神病棟又は精神科外来に勤務した経験を1年以上有する者

ロ 精神疾患を有する者に対する訪問看護の経験を1年以上有する者

ハ 精神保健福祉センター又は保健所等における精神保健に関する業務の経験を1年以上有する者

ニ 専門機関等が主催する精神保健に関する研修を修了している者

(2) (略)

(3) イ 医療観察訪問看護基本料(Ⅱ)は、医療観察訪問看護を受けようとする通院対象者であって、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う施設又は福祉ホーム（以下「精神障害者施設」という。）に入所している複数のものに対して、それらの通院対象者の主治医から交付を受けた医療観察精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、通院対象者に対して、訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が当該医療観察精神科訪問看護指示書に記載された有効期間内に行った医療観察訪問看護について算定する。

ここでいう精神障害者施設とは、通院対象者が入所している施設であって、次に掲げるものをいう。

(イ)グループホーム（障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助を行う事業所をいう。）

(ロ)障害者支援施設（障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設をいい、日中活動として同条第7項に規定する生活介護を行うものを除く。）

(ハ) 障害者総合支援法第5条第26項に規定する福祉ホーム

が医療観察訪問看護を行う。

イ 精神科を標榜する保険医療機関において、精神病棟又は精神科外来に勤務した経験を有する者

ロ 精神疾患を有する者に対する訪問看護の経験を有する者

ハ 精神保健福祉センター又は保健所等における精神保健に関する業務の経験を有する者

ニ 専門機関等が主催する精神保健に関する研修を修了している者

(2) (略)

(3) イ 医療観察訪問看護基本料(Ⅱ)は、医療観察訪問看護を受けようとする通院対象者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う施設又は福祉ホーム（以下「精神障害者施設」という。）に入所している複数のものに対して、それらの通院対象者の主治医から交付を受けた医療観察精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、通院対象者に対して、訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が当該医療観察精神科訪問看護指示書に記載された有効期間内に行った医療観察訪問看護について算定する。

ここでいう精神障害者施設とは、通院対象者が入所している施設であって、次に掲げるものをいう。

(イ)グループホーム及びケアホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する共同生活介護を行う事業所及び同条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所をいう。）

(ロ)障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項に規定する障害者支援施設をいい、日中活動として同条第7項に規定する生活介護を行うものを除く。）

(ハ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第23項に規定する福祉ホーム

ロ・ハ (略)

(4) 医療観察訪問看護基本料(Ⅲ)は、医療観察訪問看護を受けようとする通院対象者又はその家族等(医療観察訪問看護基本料(Ⅱ)を算定するものを除く。)であって同一建物居住者であるものに対して、主治医から交付を受けた医療観察精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が医療観察訪問看護を行った場合に、以下のイ又はロにより、所定の点数を算定する。

イ 同一日に訪問した同一建物居住者が2人の場合は、訪問回数及び訪問時間の別に応じて、当該利用者全員に対して、(1)の①から④までにより算定

ロ 同一日に訪問した同一建物居住者が3人以上の場合は、訪問回数及び訪問時間の別に応じて、当該利用者全員に対して、(2)の①から④までにより算定

また、同一建物居住者とは、第2部の11の(8)に規定するものと同様である。

(5) ~ (13) (略)

2 (略)

(別紙様式1)

(別紙様式2) (略)

(別紙様式3) (略)

(別紙様式4) (略)

ロ・ハ (略)

(4) 医療観察訪問看護基本料(Ⅲ)は、医療観察訪問看護を受けようとする通院対象者又はその家族等(医療観察訪問看護基本料(Ⅱ)を算定するものを除く。)であって同一建物居住者であるものに対して、主治医から交付を受けた医療観察精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が医療観察訪問看護を行った場合に所定の点数を算定する。

また、同一建物居住者とは、第2部の11の(8)に規定するものと同様である。

(5) ~ (13) (略)

2 (略)

(新設)

(別紙様式1) (略)

(別紙様式2) (略)

(別紙様式3) (略)

退院促進治療計画書

遠隔地加算の算定を開始した日 平成 年 月 日 算定を開始した日から180日目の日 平成 年 月 日	算定を中止した日 平成 年 月 日 中止の理由 ( 病状悪化 ・ 生活環境調整の遅れ ・ その他 )
---	---

		事前準備・算定開始月	2か月目	3か月目	4か月目	5か月目	6か月目	7か月目・算定終了月
対象者の状況 特記事項								
外出 訓練	計画							
	実施 状況							
外泊 訓練	計画							
	実施 状況							
退院 申立	計画							
	実施 状況							

【記載上の注意事項】

- ※1 遠隔地加算の算定を開始する場合には、開始日を含む月を算定開始月とし、180日目の日を含む月を算定終了月として、外出訓練、外泊訓練、申立について、今後180日間の計画をたてた各月ごとの計画を記載する。
- ※2 算定開始後は、毎月末に、当該月の「対象者の状況」及び各項目の「実施状況」欄に実施状況等を記載する。
- ※3 「対象者の状況」欄は、当該月における対象者の状況を簡潔に記載する。外出訓練や外泊訓練時の状況を中心に記載するほか、病状の変化等があった場合は必ず記載すること。
- ※4 「外出訓練」「外泊訓練」「退院申立」の欄は、特に記載様式は定めないが、記載例を参考に計画・実施の日時・回数がわかるように記載すること。